

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

### 1 交付金の創設

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)において、「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活を支援し地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)を創設する」とされたことをふまえ、本交付金が創設された。

### 2 交付金の概要

- (1) 所 管 内閣府
- (2) 交 付 対 象 実施計画を策定する地方公共団体(都道府県・市町村)
- (3) 交付限度額 人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定
- (4) 使 途 地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する
  - ・新型コロナウイルス感染症に対する対応
  - ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業

### 3 交付金の額

国令和2年度補正予算(交付金分)	青梅市交付限度額(通知日)
1次補正予算 1兆円	329,509,000円(令和2年5月1日)
2次補正予算 2兆円	950,265,000円(令和2年6月24日)
3次補正予算 1.5兆円	406,621,000円(令和3年2月2日)※

※3次補正における交付金については、令和3年度の実施事業にて活用予定。